

「河川協力団体」の募集 ～吉野川、旧吉野川、今切川の河川協力団体を募集します～

徳島河川国道事務所では、河川協力団体指定制度に基づき、吉野川・旧吉野川・今切川における河川協力団体を、一般公募により募集します。

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、「河川管理者と連携して活動する団体」として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

河川協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

○応募受付期間：平成26年12月1日（月）から平成26年12月28日（日）（消印有効）

○対象となる活動：応募する活動内容は、次のうち、いずれか1つ以上の活動とします。

- ①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
- ②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ③河川の管理に関する調査研究
- ④河川の管理に関する知識の普及及び啓発
- ⑤上記に掲げる業務に付随する業務

○対象となる区間：吉野川、旧吉野川、今切川における徳島河川国道事務所の管理区間

○申し込み方法：所定の申し込み用紙に必要事項を記載し提出。

（持参又は郵送により提出下さい。）

○結果の通知：申請書類の確認及び審査を実施し、河川協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、河川協力団体指定証を発行します。また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

○詳細は、徳島河川国道事務所のホームページをご覧ください。

（<http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/>）。

○問合せ・申込先：四国地方整備局 徳島河川国道事務所 河川管理課

〒770-8554 徳島市上吉野町3丁目35番地

TEL (088) 654-9266

FAX (088) 654-9267

平成26年11月28日

本施策は、四国圏広域地方計画「No.5 地域の連携による発展に向けた地域力向上プロジェクト」の取り組みに関連します。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所
TEL：088-654-2211（代表）

副所長 福田 浩 内線204
河川管理課長 ◎片山 和夫 内線331

◎：主たる問い合わせ先

河川協力団体制度の創設

■河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



③河川の管理に関する調査研究



④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



⑤上記に附帯する活動



■河川協力団体に指定されると

◆許可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等*について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ※ ・ 工事等の実施の承認（河川法第20条）
- ・ 土地の占用の許可（河川法第24条）
- ・ 土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
- ・ 工作物の新築等の許可（河川法第26条第1項）
- ・ 土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
- ・ 権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。））

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【現行】

地方公共団体にのみ委託可能



【法改正後】

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ピオトープの整備



魚道の改良

【問い合わせ先】 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 河川保全企画室
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1-3
電話：03-5253-8111（代表） 03-5253-8448（直通）